

執筆原稿（教育・文化）に係る修正意見等整理表

資料 1

章	節	頁	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
第四章 ～ 第八章			<p>【文体・文脈】</p> <p>執筆にあたっては、画一的な記述ではなく、人々の感情や動きが感じ取れるような内容を意識してほしい。</p> <p>例① 合併後第一回目の芸能発表会が行われた。 →合併後初の芸能発表会が盛大に開催された。</p> <p>例② 文化祭が同規模・同内容の形で開催された。 →文化祭が継続して開催され、多くの町民の参加によって例年賑わいを見せている。</p>	<p>●記述を修正</p> <p>町史執筆にあたっての基本的考え方に基づき、人々の感情や動きが感じ取れるような内容を意識し執筆する。</p> <p>なお、既に執筆を終えた原稿については、修正意見に基づき適宜対応する。</p>	<p>●対応方針のとおり</p>
第四章	第二節	2	<p>【追分文化協会加盟団体】</p> <p>追分文化協会加盟団体（図表 7-4-2-2）の「ひまわりコーラス」は令和 4 年度に解散している。</p>	<p>●記述を修正</p> <p>図表に掲載されている追分文化協会加盟団体は、原稿本文に記載のとおり平成 28 年度の総会資料から抜粋したものであるが、安平町史へは直近の内容を掲載する必要があるため、原稿、図表ともに今後修正をする。</p>	<p>●対応方針のとおり</p> <p>直近の内容については、安平町史の発刊に間に合う範囲で今後修正する。</p> <p>【執筆要領】記述範囲は、令和八年までを原則とし、発刊までの期間に特筆すべき事項が出てきた場合は、記述すべく努める。</p>
第四章	第三節	4	<p>【追分町期の文化活動】</p> <p>東京おいわけ会および縄文土器の発掘については文化活動には該当しないと思われる。</p> <p>例) 東京おいわけ会 ⇒ 第十二編 地域振興 縄文土器の発掘 ⇒ 第五章／第二節 追分町と文化財</p>	<p>●他の分野編に記載</p> <p>東京おいわけ会に関しては本章から削除し、第十二編 地域振興に記載する。なお、縄文土器の発掘については、埋蔵文化財（考古学）に該当し、目次構成の見直しが必要になることから、記述内容が短文のため年表に掲載する方向で今後検討する。</p>	<p>●東京おいわけ会に関しては対応方針のとおり。</p> <p>なお、縄文土器の発掘に関しては、埋蔵文化財（考古学）に該当するため、第一編第一章「先史」の縄文時代末尾に以下の記述を追記する。</p> <p>「さらに、平成六（一九九四）年十月十八日から二十四日にかけて、町内旭の菊地博夫宅地先において縄文土器片の発掘調査が行われており、安平町における縄文文化の広がりを示す資料の一つとなっている。」</p>
第四章	第三節	4 ～ 5	<p>【安平町の文化活動】</p> <p>合併後における各地区の文化祭の内容が一切触れられていないことから、地区ごとの開催内容を紹介すべきではないか。</p> <p>また、町内では様々な芸術・文化団体が活動を行っており、郷土芸能という観点から、すずらん太鼓や追分いぶき太鼓の活動状況を記述する必要はないか。</p>	<p>●記述を追記</p> <p>各地区の文化祭については、開催時期や内容など詳細を追記する。</p> <p>また、すずらん太鼓や追分いぶき太鼓については、安平町の文化活動の項に「文化団体の活動」の見出しを設け、結成に至る経過や活動状況等を記述する。</p>	<p>●対応方針のとおり</p>
第四章	第三節	6	<p>【安平町子ども文化奨励賞】</p> <p>第一回の受章者氏名が記述されているが、子どもスポーツ賞および子どもスポーツ奨励賞には氏名の記載がなく、いずれかに統一する必要があるのではないか。</p>	<p>●要検討</p> <p>第一回となる記念でもあり記載は必要と判断しており、子どもスポーツ奨励賞については複数人受賞していることから、煩雑さを避けるため氏名の記載はしていない。なお、いずれかに統一するか否かは今後検討する。</p>	<p>●記述を削除</p> <p>公平性を保つため子ども文化奨励賞受賞者氏名の記述を削除。また、安平町民文化賞受賞者氏名についても記述を削除のうえ図表を追加し氏名・事績を掲載した。</p>
第四章	第三節	6 ～ 8	<p>【アイヌ文化伝承活動】</p> <p>安平町の文化活動の中に、ウタリ協会追分支部の活動（カムイノミ・イチャルパ祭、アイヌ紋様の刺繍など）が一切触れられていない。現在は解散によって支部は存在しないが、先住民族であるアイヌ文化の活動経過を後世へ伝える必要があるのではないか。</p>	<p>●記述を追記</p> <p>アイヌ文化伝承活動として、「ウタリ協会（アイヌ協会）追分支部」および「ルウンベの会」の見出しを設け、結成に至る経過や活動経過など詳細を記述する。</p>	<p>●対応方針のとおり</p>
第五章	第一節	9 ～ 10	<p>【安平町の文化財保護】</p> <p>早来町期・追分町期には町の文化財保護の姿勢が記載されており、安平町についても総合計画における基本方針や主要施策を引用し記載する必要があるのではないか。</p>	<p>●要検討</p> <p>記述内容を統一するため、総合計画書などを参照のうえ追記する方向で今後検討する。</p>	<p>●記述を追記</p> <p>安平町の文化財保護の項に「町の文化財保護の姿勢」の見出しを設け記述を追記した。</p>
第五章	第二節	10	<p>【早来町の指定文化財】</p> <p>早来町期に指定された木造サイロについて、合併後の指定解除や復元に関する内容が記載されているが、後述の安平町の中で触れたほうが良い。なお、あえて記載するのであれば、「はやきた子ども園の園庭に解体廃材を再利用して復元された。」程度にとどめ、詳細まで記述する必要はないのではないか。</p>	<p>●要検討</p> <p>木造サイロのその後の経過として記載は必要と判断しているため、専門部会での意見を確認したい。</p> <p>※専門部会では特に意見なし。</p>	<p>●修正を見送り</p>
第五章	第二節	11	<p>【安平町の指定文化財】</p> <p>合併により継承された文化財の記載は不要としつつも、合併後新たに指定された文化財や指定解除となった文化財については記載する必要があるのではないか。</p>	<p>●記述を追記</p> <p>合併後新たに指定された文化財および指定解除となった文化財の概要について追記する。</p>	<p>●対応方針のとおり</p>

章	節	頁	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
第五章	第二節	11	<p>【安平町の指定文化財】</p> <p>安平町指定文化財（図表 7-5-2-1）に掲載されている木造サイロの摘要欄に平成 27 年に解体された旨を記載したほうが良いのではないか。</p>	<p>●図表に追記</p> <p>指摘のあった「木造サイロ」および下段の「石倉」は指定解除されているため、その旨図表の摘要欄に追記する。</p> <p>併せて、指定解除の文化財（図表 7-5-2-2）に記載の「勇弘電灯株式会社跡」を指定文化財に追記する。</p>	●対応方針のとおり
第六章	第一節	13	<p>【安平町のスポーツ振興策】</p> <p>前段に平成 18 年度の教育行政執行方針の内容が記載されているが、第一次総合計画に触れられていないのはなぜか。</p> <p>第一次総合計画の主要施策には「部活動における外部コーチ制度」や「子ども文化スポーツ賞の創設」「スポーツ合宿所の有効活用」などが掲げられており、後述に記載されている取組みに繋げることは可能</p> <p>また、第一次総合計画の課題や評価が第二次総合計画にどう繋がっているのかが良く分からない。</p>	<p>●記述を修正</p> <p>第一次安平町総合計画の評価検証およびその課題が第二次計画に継承されていることを記載するとともに、部活動の地域移行やスポーツ合宿所の有効活用など第二次総合計画におけるスポーツ振興策を明確にし、後述の取り組みに繋がるよう記述を修正する。</p>	●対応方針のとおり
第六章	第一節	14	<p>【安平町スポーツ推進委員】</p> <p>町民のスポーツ活動の推進にあたり欠かすことの出来ないスポーツ推進委員に関する記述を追記する必要がある。</p>	<p>●記述を追記</p> <p>安平町とスポーツの項に「スポーツ推進委員」の見出しを設け、経過や活動内容等を記述する。</p>	●対応方針のとおり
第六章	第三節	17 ～ 19	<p>【早来町の年間スポーツイベント】</p> <p>早来町における特徴的なスポーツイベントが記載されていないが、例えば、町民綱引き大会については、開基 100 年を記念し平成元年から開催され、自治会対抗の部や小学生の部に分かれ盛大に開催されており、その他にも冬場の新たなスポーツとして長靴を履いてアイスホッケーを行うアイスゲット大会や橋本聖子杯争奪スケート大会など早来町ならではの大会についても原稿に追記する必要がある。</p> <p>また、追分町で開催されていた町民大運動会については、第 1 回目の開催から 49 年もの歴史を持つイベントでもあり、開催経過やエピソードなど追記する必要があるのではないか。</p>	<p>●記述を追記</p> <p>早来町に関しては、町民綱引き大会・アイスゲットについて経過や内容を記述、追分町に関しては、町民大運動会の開催経過やエピソードなどを追記する。</p>	●対応方針のとおり
第六章	第三節	18	<p>【橋本聖子の事績】</p> <p>早来町のスポーツイベントの項目に橋本聖子氏の事績が記述されていることに違和感があるため、節を追加するなど分けて記載したほうが良い。なお、現役引退までの 12 年間で夏冬合わせ 7 回のオリンピック出場を果たし、日本人女性最多という快挙を成し遂げた功績は安平町の歴史においても後世へ継承すべき出来事であることから、これまでの事績をより詳細に記述する必要がある。</p> <p>また、これまでオリンピックに出場した町民は他にも複数人いるため、追記する必要があるのではないか。</p>	<p>●記述を追記</p> <p>早来町のスポーツイベントの項に「オリンピック選手と成績」の見出しを設け、橋本聖子氏の事績をより詳細に記述するとともに、他のオリンピック選手（中村奨太氏・三浦芽依氏）に関しても記述する。</p>	●対応方針のとおり
第六章	第三節	18	<p>【追分町の年間スポーツイベント】</p> <p>スポーツイベントについて、どのような基準に基づいて掲載しているのか。例えばアサヒメロンカップ百歳テニス大会は現在行われていないが、記念事業でもあり掲載しても良いのではないか。</p>	<p>●図表に追記</p> <p>特に基準は設けていないが、広く町民に関わるスポーツイベントを記載している。なお、当該大会は旧町で実施されていたスポーツイベントであることから図表に追記する。</p>	●対応方針のとおり
第六章	第三節	20	<p>【安平町の年間スポーツイベント】</p> <p>安平町は合併以前から「スポーツの町」、「体力づくりの町」としてスポーツが盛んな町であり、町内では年間を通じて様々なスポーツイベントが開催されていることから、図表に一覧を記載するだけでなく特徴的なイベントを記述すべきではないか。</p> <p>例) 高齢者スポーツ大会、町民ペタンク大会、ミクニカップキッズアイスホッケー大会、アイスゲット大会など</p> <p>また、町のイベントには該当しないものの、平成 21 年 9 月に開催された「ねんりんピック北海道ペタンク交流大会」は安平町挙げてのイベントであり、大会を通じて安平町の素晴らしさを全国に発信することができたことは貴重な歴史のひとつにもなることから町史に記述すべきではないか。</p>	<p>●記述を追記</p> <p>安平町の主なスポーツイベント（アイスゲット大会・ミクニカップキッズアイスホッケー・高齢者スポーツ大会・町民ペタンク大会）および「ねんりんピック北海道ペタンク交流大会」について追記する。</p>	●対応方針のとおり

章	節	頁	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
第六章	第三節	20	【全国大会優勝者】 早来中学校が全国中学校スピードスケート大会で3連覇という偉業を成し遂げており、安平町の歴史においても重要な出来事であるため、町史に掲載すべきではないか。	●図表に追記 全国大会優勝者はスケート以外にも多くの受賞実績あり、これらすべてを町史に記述することは難しいため、図表に一覧として掲載する。	●記述を追記 安平町のスポーツイベントの項に「全国大会出場選手の活躍と成績」の見出しを設け記述を追記するとともに図表を追加し氏名・実績を掲載した。
第七章	第一節	21	【町民センター】 町民センターの大規模改修について、建設に至る経過や集約施設、改修内容について記述する必要がある。	●記述を追記 北海道胆振東部地震以降、大規模改修に至る経過や施設内容、災害時における避難所としての活用など、詳細を記述する。	●対応方針のとおり
第七章	第一節	23	【安平町鉄道資料館】 原稿に「当初保存を予定していた蒸気機関車D51 241号機が火災に遭った」と記載されているが、これだけでは内容が不足しているため「昭和51年の扇形車庫全焼」ということを入れたほうが良いのではないか。	●記述を追記 史料を再確認のうえ追記する。	●対応方針のとおり
第七章	第一節	23 ～ 24	【安平町鉄道資料館】 道の駅建設に伴い旧鉄道資料館（現鉄道資料保管庫）に展示していたD51 320号機を移設して道の駅に展示していることが記述されていないため、「第11編 観光」の記載内容と整合を図り追記する必要がある。 また、資料館に保存していた写真や8ミリ・ビデオ等の資料を町の貴重な歴史として永久保存するため、平成28年度にデジタル化をしたことにも触れる必要がある。 さらには、「炭鉄港」に関しても、D51 320号機が日本遺産の構成文化財に登録されたことは、日本の近代化と戦後の高度経済成長を石炭の鉄道輸送で支え発展してきた安平町にとって大変名誉なことであり、その歴史と文化を後世へ伝えるためにも、詳細に記述する必要がある。	●記述を追記 指摘のあった、鉄道資料館の補足説明および鉄道資料のデジタル化の追記とともに、炭鉄港関連として追分駅や追分機関区、D51 320号機についても追記する。	●対応方針のとおり
第七章	第一節	24 ～ 25	【SL保存協力会】 現在、道の駅に静態保存されているSLが全国屈指の良好な保存状態で日本遺産の構成文化財に登録されたことは、単なる保存や管理を行ってきただけではなく、日頃からSL保存協力会会員が精魂込めて整備を行ってきた努力の賜物であり、画一的な記述ではなく、今日に至るまでの動きが伝わるような文章に加筆・修正してほしい。	●記述を追記 SL保存協力会のこれまでの取り組みについて、今日に至るまでの動きが伝わるよう、より詳細に記述する。	●対応方針のとおり
第七章	第一節	25	【追分郷土資料館】 原稿には「追分郵便局の旧局舎を改修し平成22年に追分郷土資料館としてオープンした」と書かれているが、実際は旧国鉄集会所を改修したものであり、事実に基づき明確に記載すべきである。	●記述を修正 経過説明が不足しているため、史料を再確認のうえ記述を修正する。	●対応方針のとおり
第七章	第一節	25	【安平町郷土資料館】 早来郷土資料館については、北海道胆振東部地震で大きく被害を受け、展示物の落下や破損等の整理にあたっては、全道から集まった学芸員らによるボランティアの協力により展示物の修復や整理が行われた。また、コロナ禍においては、施設の利用制限の関係から、動画映像を作成し来館できない環境下でも文化継承活動の場として役割を継続したことから、これらこれまでの経過等を記載する必要がある。	●記述を追記 北海道胆振東部地震により破損した展示資料のボランティアによる修復や整理について追記するとともに、コロナ禍における動画映像をあげらチャンネルで町民に配信したことを記述する。	●対応方針のとおり
第七章	第一節	26	【コミュニティ施設】 コミュニティ施設に関する記載について、町史編さん委員会で決定した目次構成では「第四編 行政と財政」に自治会の項目があるので、その中で記述すべきではないか。	●他の分野編に記載 コミュニティ施設に関しては本章からは削除し、第四編 行政と財政に記載する。	●対応方針のとおり
第七章	第二節	27 ～ 28	【スポーツ関連諸施設】 スポーツ関連諸施設に記載されている施設の選定基準が不明だが、町史編さん委員会で決定した、ときわ総合運動公園および安平山スキー場に関する記述がなく、また、それ以外の主要な体育施設についても記載する必要はないか。 <編さん委員会で決定した施設>	●記述を追記 記載されているスポーツセンターの他、図表だけでは情報が十分に伝えられない「ときわ総合運動公園」、「スポーツ合宿所」、「安平山スキー場」、について追記する。 なお、「スポーツ合宿所」に関しては、さかえ合宿所を含めこれまでの施設概要や町民センター大規模改修による合宿所機能集約に	●対応方針のとおり

章	節	頁	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
			<ul style="list-style-type: none"> ときわ公園：観光資源として扱うには無理があるため、「体育」または「施設と団体」に記載することが適当 安平山スキー場：施設整備やイベントについて、追分町の出来事として、「体育」又は「施設と団体」に記載 <その他記載すべき施設> 体育館（町民センター）、野球場、多目的スポーツセンター、屋外スケートリンク、など	ついて記述する。	
第七章	第二節	27	【スポーツ関連諸施設】 今回、町民センターを大規模改修し体育館を整備したが、原稿には具体的内容が記載されていないため、追記する必要があるのではないか。	●記述を追記 史料を再点検のうえ、施設整備に至る経過を含めた内容を追記する。	●対応方針のとおり スポーツ関連諸施設の項に「町民センター（体育館）」を設け記述を追記した。
第七章	第二節	27 ～ 28	【合宿誘致の取組み】 町では、スポーツ交流やスポーツ合宿の推進を図るため、平成3年に職員独身寮を改修しスポーツ合宿所を開設するとともに、平成25年には北海道開発局から譲渡された施設を改修し合宿所として活用してきたところ。 また、平成28年には、今後のスポーツ交流の展開を見通し、それに必要な合宿施設の整備等に関する基本的な考え方を示すため「スポーツ交流推進化構想」を策定のうえ、新たな合宿所の整備に向けて検討を進め、令和6年度に老朽化と未耐震が課題となっている早来町民センターの改修に併せ合宿所機能を集約したところであり、これら一連の経過を整理のうえ記載する必要がある。	●記述を追記 上記「スポーツ合宿所」の中で、これまでの経過や各種計画等における位置付けについて記述する。	●対応方針のとおり
第八章	第一節	30 ～ 31	【国際交流の課題】 国際交流の課題は追分町に限らず早来町においても何らかの課題を抱え取り組んできていることから、後述の「旧両町の事業の継承」に早来町を含め記述したほうが良いのではないかと。	●要検討 早来町における国際交流の課題は「国際交流の方針」で一部触れているが、記述場所を含め今後検討する。	●記述を修正 追分町期の「国際交流の課題」には、総合計画に位置づける国際交流の課題と課題解決に向けた取組（主要施策）が記載されているため、これを「国際交流の方針」に移動し、早来町期の記載と統一を図った。
第八章	第一節	32	【地域間交流】 核兵器廃絶平和の町宣言や広島派遣事業については、地域間交流ではなく、他の分野（平和運動・平和教育）に記述すべきではないかと。	●要検討 平和運動に関しては、目次構成の見直しを含め掲載場所の検討が必要。また、平和教育に関しては、第七編・第三章 社会教育に「平和教育」の見出しを設け記述する。 例）平和運動：社会運動と住民運動	●対応方針のとおり
第八章	第一節	32 ～ 33	【国際交流の方針】 町の方針はあくまでも最上位計画である総合計画における基本方針であり、これら方針に基づき各種施策に取り組んでいるところ。なお、「事務事業点検・評価報告書」は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき毎年度点検・評価を行っているものであることから、記述内容全体の見直しが必要 また、後述の総合戦略について、「計画書の性格上国際交流推進を求める声は見られなかった」、「計画書においても国際交流のことは特に取り上げてはいない」と記載されているが、そもそも記述する必要があるのか疑問がある。	●要検討 安平町総合計画に基づき、記述内容全体を見直す方向で今後検討する。 なお、総合戦略については、事実として記述する必要がある。	●記述を修正 安平町総合計画に準拠し全面修正。なお、安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する記述は削除した。
第八章	第一節	34 ～ 35	【雪だるまプロジェクト】 平成20年度における雪だるまプロジェクトの内容が記載されているが、その後、平成30年北海道胆振東部地震でブラジルから義援金が贈られたことをきっかけとして、雪だるまプロジェクトを設立のうえ、北海道人ブラジル移住百周年の記念に安平町の観光資源の一つである巨大雪だるまを届けていることから、これら経過について追記する必要がある。	●記述を追記 令和元年に実施された道民ブラジル移住百周年記念式典への巨大雪だるま贈呈に係る取り組みを追記するとともに、プロジェクトに尽力された真保生紀氏についても触れることとしたい。	●対応方針のとおり
第八章	第二節	35	【台南市安平区との交流】 台南市安平区との友好交流協定の内容が記載されているが、後述にも協定書項目が記述されているため、どちらかに集約したほうが良いのではないかと。	●要検討 前段に協定の目的を、また後段には協定項目を記載しており、それぞれ分けて記述することにより、交流事業の重要性が読み手に印象付けられることから、集約する必要はないと判断しているため、専門部会での意見を確認したい。 ※専門部会では特に意見なし。	●修正を見送り

章	節	頁	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
第八章	第二節	36	<p>【中国瀋陽市との姉妹提携】</p> <p>パークゴルフを通じた中国との交流については、第一節（旧両町の事業の継承）と内容が重複しており、姉妹都市の中で触れることに違和感があるため、第一節に集約したほうが良いのではないか。</p>	<p>●要検討</p> <p>同一の内容が複数記載されること自体は必ずしも不可なものではなく、説明上必要なものについては残すべきと判断しているため、専門部会での意見を確認したい。</p> <p>※専門部会では特に意見なし。</p>	<p>●修正を見送り</p>